

## 目 次

南山学園ハラスメント問題対策委員会規程 (2022年 4 月 1 日施行・2026年 4 月1 日改正施行) . . . . .	1~5
南山学園ハラスメント問題対策委員会規程細則 (2022年 4 月 1 日施行・2025年 11 月1 日改正施行) . . . . .	6~8
南山学園ハラスメント相談室規程 (2022年 4 月 1 日施行・2025年 11 月1 日改正施行) . . . . .	9~12

---

# 南山学園ハラスメント問題対策委員会規程

(目的)

**第1条** 南山学園ハラスメントに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ハラスメントの防止および問題解決のための委員会として、南山学園ハラスメント問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(管掌事項)

**第2条** 対策委員会は、次の各号に定める事項を管掌する。

- 1 ハラスメント防止のための周知啓発に関する事項
- 2 ハラスメント相談室に関する事項
- 3 申立てに関する事項
- 4 調整等に関する事項
- 5 懲戒手続きのための苦情調査に関する事項
- 6 ガイドラインの改正に関する事項
- 7 その他ハラスメントの防止および問題解決に関して必要な事項

(対策委員会の構成)

**第3条** 対策委員会は、次の各号に定めるハラスメント問題対策委員（以下「対策委員」という。）をもって構成する。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 大学教育職員委員 20名
- 4 事務職員委員 17名
- 5 学校委員 5名
- 6 外部委員 2名

② 前項の対策委員のうち、次の各号に定めるものを審議委員とし、その余のものをサポート委員とする。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 大学教育職員委員 10名
- 4 事務職員委員 2名
- 5 学校委員 2名

③ 次項に定める審議委員と第5項に定めるサポート委員の別は、第6条の運営会議の議を経て、前年度の委員長が決する。ただし、事務職員に関しては、事務局長の意見を聴かなければならない。

④ 審議委員は、次の各号に定める業務に従事するものとする。

- 1 第6条に定める運営会議および第7条に定める拡大会議に参加すること

- 
- 2 第12条に定める調整委員会の委員として調整等を行い、これに関する事項を対策委員会に報告すること
  - 3 第13条に定める調査委員会の委員として苦情調査を行い、これに関する事項を対策委員会に報告すること
  - 4 第14条に定める調整・調査委員会の委員として調整等および苦情調査を行い、これに関する事項を対策委員会に報告すること
  - 5 その他対策委員会で決定した事項を行うこと
- ⑤ サポート委員は、次の各号に定める業務に従事するものとする。
- 1 第12条に定める調整委員会の委員として調整等を行うこと
  - 2 第13条に定める調査委員会の委員として苦情調査を行うこと
  - 3 第14条に定める調整・調査委員会の委員として調整等および苦情調査を行うこと
  - 4 第7条に定める拡大会議に参加すること
  - 5 南山学園ハラスメント相談室規程第5条に基づき、相談業務に従事すること
  - 6 その他対策委員会で決定した事項を行うこと

(対策委員の選任)

**第4条** 委員長および副委員長は、理事長が指名する。

② 前条第1項第3号に定める大学教育職員委員は、次の各号の定める組織の責任において、各2名を指名する。

- 1 学部教授会（法学部にあつては法務研究科所属の教育職員を選出する場合を含む）
- 2 研究所総合委員会
- 3 外国語教育センター、体育センターおよび教職センターの各代表者による会議

③ 前条第1項第4号に定める事務職員委員は、事務職員（経営本部学校事務部に所属する事務職員を除く）の中から、理事長が指名する。

④ 前条第1項第5号に定める学校委員は、大学を除く学園内各単位校の教育職員および経営本部学校事務部に所属する事務職員の中から、理事長が指名する。

⑤ 前条第1項第6号の外部委員は、理事長が指名する。

(任期)

**第5条** 対策委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合はその都度補充することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(運営会議)

**第6条** 委員長は、対策委員会の運営に関する会議のために審議委員を招集し、会議の議長となる。委員長が欠けるときは、副委員長が議長となる。

② 議長は、審議委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

③ 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

④ 議長は、サポート委員およびハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(拡大会議)

**第7条** 運営会議と相談室の円滑な運営のための情報共有および協議ならびに関係委員等（審議委員、サポート委員および専門相談員をいう。以下、本条において同じ。）の研修のために、年1回以上、拡大会議を開催する。

② 委員長は、拡大会議のために関係委員等を招集し、会議の議長となる。委員長が欠けるときは副委員長が会議の議長となる。

③ 議長は、関係委員等の3分の2以上の出席（委任状の提出を含む。）がなければ、拡大会議を開き、議決することができない。

④ 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（事務局）

**第8条** 対策委員会の事務を行うため、南山学園ハラスメント問題対策委員会事務局（以下「対策委員会事務局」という。）を置き、担当者は別途定める。

② 対策委員会事務局は、南山学園ハラスメント相談室規程の定めるハラスメント相談室事務局における事務を兼務する。

（申立て）

**第9条** 調整等手続きまたは苦情調査手続きの申立ては、次の各号に定める事項を記載した申立書によって行うものとする。

- 1 申立人の氏名、南山学園における身分および連絡先
- 2 被申立人の氏名、南山学園における身分および申立人との関係
- 3 申立人が求める手続きの種別
- 4 申立ての理由および目的
- 5 ハラスメント相談室の利用の有無

② 前項の申立書は、対策委員会事務局に提出するものとする。

③ 前項の申立書を提出しようとする者は、対策委員会事務局において、ガイドラインに基づき、申立ての意義、申立後の手続きの概要、および申立てが認められない場合があることについて説明を受けなければならない。

④ 委員長は、提出された申立書に記載の不備を認めたときは、その受付前に、申立人に対し補正を求めることができる。

（申立てに関する相談）

**第10条** 申立人は、申立てに先立って、ハラスメント相談室において相談をすることができる。

② 前項の相談が行われる場合には、前条第3項の説明は、専門相談員またはサポート委員がこれを行うことができる。

③ 相談に関する事項は、「南山学園ハラスメント相談室規程」に定めるところによる。

（手続開始の決定）

**第11条** 対策委員会は、申立書の記載に不備がないときは、速やかに手続開始の可否を決定しなければならない。

② 前項にかかる審議に際しては、申立書の記載事項のうち、第9条第1項第1号および第2号の記載を匿名化するものとする。

③ 対策委員会は、提出された申立書に記載の不備を認めたときは、申立人に対し、その補正を求めることができる。

④ 対策委員会は、手続きの開始を決定したときは、調整委員会を設置し、または調査委員会もしくは調整・調査委員会の設置につき内部監査室長に諮問しなければならない。

⑤ 対策委員会は、申立人が求める手続きの不開始を決定したときは、申立人に対して、そ

---

の理由を説明しなければならない。

(調整等)

**第12条** 調整等は、対策委員会が設置する調整委員会がこれを行う。

- ② 調整委員会は、対策委員会が指名した審議委員1名以上およびサポート委員1名以上によって構成する。
- ③ 調整等に関する事項は、別途定める。
- ④ 対策委員会は、調整委員会の報告に基づき、調整委員会に対して意見を述べ、または調整委員会に代わって調整等を行うことができる。

(苦情調査)

**第13条** 苦情調査は、第11条第4項の諮問に対する内部監査室長の回答を得た後に、対策委員会が設置する調査委員会がこれを行う。ただし、内部監査室長の回答において苦情調査手続きの開始を適切でないとする意見が付され、または手続きを停止すべき旨の勧告がされたときは、この限りでない。

- ② 調査委員会は、対策委員会が指名した審議委員1名以上およびサポート委員1名以上によって構成する。
- ③ 苦情調査に関する事項は、別途定める。
- ④ 対策委員会は、調査委員会の報告に基づき、被申立人について懲戒手続きの開始を発議できる者に対策原案を提示するものとする。ただし、対策委員会が被申立人の懲戒を相当でないと判断したときは、この限りでない。
- ⑤ 前項にかかわらず、対策委員会は、調査委員会の報告に基づき、申立人の就学ないし就業環境の改善のための措置が必要であると判断したときは、申立人の同意を得て、当該措置を実施または学園内の関係機関に実施の検討を依頼することができる。

(申立てが調整等と苦情調査の両方である場合)

**第14条** 申立てにおいて求める手続きが調整等と苦情調査の両方である場合は、対策委員会が設置する調整・調査委員会がこれらを行う。ただし、内部監査室長の回答において苦情調査手続きの開始を適切でないとする意見が付され、または手続きを停止すべき旨の勧告がされたときは、第12条を適用する。

- ② 調整・調査委員会は、対策委員会が指名した審議委員1名以上およびサポート委員1名以上によって構成する。
- ③ 対策委員会は、調整・調査委員会の報告に基づき、第12条第4項ならびに第13条第4項および第5項に定める手続きを行うものとする。

(緊急時の対応)

**第15条** 委員長は、申立人、被申立人または申立ての内容に関係する者に重大な権利侵害が起こり、または、回復し難い不利益が生じるおそれがあるときは、担当理事または理事長と協議の上、学園内外の関係機関に対して通報し、または、仮の措置を取ることを求めることができる。

- ② 委員長は、前項の対応をしたときは、速やかにこれを対策委員会に報告しなければならない。

(手続きの終了)

**第16条** 対策委員会は、次の各号に掲げる場合には、手続きの終了を決定し、これを当事者に

---

知らせなければならない。

- 1 調整等により申立ての目的が達成されたと判断したとき
  - 2 対策原案を被申立人について懲戒手続きの開始を発議できる者に提示したとき
  - 3 被申立人の懲戒を相当でないと判断したとき
  - 4 調整等または苦情調査を継続しても申立ての目的が達成される見込みがないと判断したとき
  - 5 その他手続きを継続し難い重大な事由があるとき
- ② 対策委員会は、申立人が申立ての取下げを求めたときは、手続きの終了を決定することができる。
- ③ 対策委員会は、正当な理由なく、手続中3ヶ月以上申立人との連絡が取れず、これ以上手続きを継続することが困難と判断した場合は、申立てが取り下げられたものとみなし、手続きの終了を決定することができる。
- ④ 第2項および第3項の決定は、対策委員会が、これを手続きに関与した者に知らせることができる。
- ⑤ 第3項により手続きが終了した場合、申立人であった者が、連絡が取れなかった理由を付して再度の申立てを行ったときは、対策委員会は、第11条第1項の決定を行うことができる。  
(プライバシーの保護等)

**第17条** 対策委員および対策委員会事務局の事務職員は、申立ての当事者および手続きに関係する者の名誉、人権およびプライバシーに十分配慮しなければならない。

- ② 対策委員および対策委員会事務局の事務職員は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その任務を退いた後も同様とする。
- ③ その他手続き遂行上必要な留意事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、対策委員会の議を経て、理事会が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 南山大学ハラスメント問題対策委員会規程（2011年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則

この規程の改正は、2024年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項、第13条第4項および第15条第1項第2号にかかる改正は直ちに施行する。

#### 附 則

この規程の改正は、2025年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規程の改正は、2026年4月1日から施行する。

---

# 南山学園ハラスメント問題対策委員会規程細則

(趣 旨)

**第 1 条** 南山学園ハラスメント問題対策委員会規程第12条第3項および第13条第3項に基づいてこの細則を定める。

(問題解決のための手続きおよび相互関係)

**第 2 条** 南山学園ハラスメント問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、問題解決のための手続きとして、調整等および懲戒手続きのための苦情調査（以下「苦情調査」という。）を行う。

② 前項に定める調整等とは、以下のものをいう。

- 1 通知・注意
- 2 対話
- 3 環境調整等の措置
- 4 その他申立人が希望し、対策委員会が適当と認める手続き

③ 申立人が複数の手続きを求める場合は、原則として、申立人が指示した優先順位に従って行う。申立人が複数の被申立人に対して申立てを行った場合も、同様とする。

④ 前項の規定にかかわらず、申立人による優先順位の指示が問題解決の遅延を招くことが明らかな場合は、対策委員会は、申立人に優先順位の変更を求めることができる。

(通知・注意)

**第 3 条** 通知・注意とは、対策委員会が、被申立人に対し、申立人が被申立人の言動によりハラスメントを受けていると主張していることを伝達することにつき、確認された事実を踏まえてこれを伝達し、必要に応じて、被申立人の注意を喚起し、被申立人の言動につき自省を促すことをいう。通知・注意は、対策委員会の名において、調整委員会もしくは調整・調査委員会または委員長もしくは副委員長がこれを行う。

(対 話)

**第 4 条** 対話とは、申立人と被申立人とが、直接に話し合うことをいう。対話は、対策委員会の名において、調整委員会もしくは調整・調査委員会または委員長もしくは副委員長の立ち会いのもとでこれを行う。

(環境調整のための措置)

**第 5 条** 環境調整のための措置とは、申立人の就学・就業環境の改善のために、被申立人、関係者、当事者が所属する部局の責任者その他の第三者に協力を求めることをいう。環境調整のための措置は、対策委員会の名において、調整委員会もしくは調整・調査委員会または委員長もしくは副委員長がこれを行う。

(懲戒手続きのための苦情調査)

**第 6 条** 苦情調査とは、被申立人について懲戒手続きの開始を発議できる者に対し、被申立人を対象とする懲戒手続きを求める対策原案を提出するか否かを、対策委員会が判断するために行う事実関係等の調査をいう。苦情調査は、対策委員会の名において、調査委員会また

---

は調整・調査委員会がこれを行う。

(手続きにおける留意事項)

**第7条** 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、事実関係を正確に把握する。

② 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、申立人および被申立人から事実関係などを聴取する。

③ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、事実関係の確認のために必要な場合には、第三者から事情を聴取することができる。

④ 第2項および前項に定める事情の聴取は、静謐かつプライバシーを保護できる適宜の場所および方式で実施するものとする。

⑤ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、第2項および第3項に定める事情の聴取を行うに際して、その日本語能力または心身の状況により単独での相談に耐えないと判断したときには、委員長または副委員長の同意を得て、申立人の希望する者のうち適当と考えるものの付添いを認めることができる。この措置を執った場合には、調整委員会委員長、調査委員会委員長または調整・調査委員会委員長は対策委員会にその事実を報告しなければならない。

⑥ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会の任にあたる者は、申立ての当事者および手続きに関与した者のプライバシー、個人情報や名誉その他の人権を尊重しなければならない。

⑦ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会の任にあたる者は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

⑧ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、当事者および手続きに関与した者に対して、当該申立てに関して知り得た秘密を漏らさないよう要請しなければならない。

(対策委員会への報告等)

**第8条** 調整委員会および調整・調査委員会は、委員会設置後最初に開催される運営会議において、調整等の進捗状況を対策委員会に報告し、その後は少なくとも4週間ごとに、調整等の進捗状況を対策委員会に報告しなければならない。調整委員会および調整・調査委員会に委ねられた事務の処理が完了した後は、遅滞なくその経過および結果を報告しなければならない。

② 調査委員会および調整・調査委員会は、苦情調査終了後、速やかにその結果を対策委員会に報告しなければならない。

③ 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、委員長に対して、調整等および苦情調査の方針決定、委員の変更または追加、ならびに手続きの終了に関して審議するよう要請することができる。

(緊急時の対応)

**第9条** 調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会は、申立人、被申立人または申立ての内容に係る者に重大な権利侵害が起こり、または、回復し難い不利益が生じるおそれがあるときは、委員長に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

(ハラスメント相談室との連携)

**第10条** 対策委員会は、ハラスメント相談室の運用状況に関して、適時に報告を求めるものとする。

---

(ハラスメント専門相談員との連携)

**第11条** 対策委員会は、問題解決のための手続きにかかる業務の遂行に必要な場合には、当事者の同意の有無にかかわらず、ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）に意見を求めることができる。この場合には、当事者の個人情報および秘密の保持に特に注意するものとする。

② 対策委員会は、調整等手続きまたは調査手続き継続中の申立当事者に対し、専門相談員による相談を提案することができる。ただし、同一の専門相談員に、申立人と被申立人の双方を担当させないものとする。

③ 対策委員会が相当と認めるときは、前項の相談をサポート委員に担当させることができる。

(保健センターとの連携)

**第12条** 対策委員会は、業務の遂行に必要な場合には、当事者の同意の有無にかかわらず、保健センターの助言を求めることができる。この場合には、当事者の個人情報および秘密の保持に特に注意するものとする。

② 対策委員会は、調整等手続きまたは調査手続き継続中の申立当事者に対し、保健センターの利用を提案することができる。

(細則の改廃)

**第13条** この細則の改廃は、対策委員会の議を経て、理事会が決定する。

#### 附 則

- 1 この細則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 南山大学ハラスメント問題対策委員会規程細則（2011年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この細則の改正は、2024年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則の改正は、2025年11月1日から施行する。

---

# 南山学園ハラスメント相談室規程

(目 的)

**第1条** 南山学園ハラスメントに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）および南山学園ハラスメント問題対策委員会規程に基づき、ハラスメントの防止および問題解決のために、南山学園ハラスメント問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の下に、南山学園ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

**第2条** 相談室は、次の各号に定める相談に対応する。

- 1 ハラスメントに関する相談
  - 2 対策委員会への申立てに関する相談
  - 3 対策委員会による問題解決手続きに関する相談
- ② 前項に定めるもののほか、相談室は、対策委員会からの求めに基づき、次に掲げる業務を行う。
- 1 相談室の利用状況の報告
  - 2 対策委員会の下に設置された調整委員会、調査委員会および調整・調査委員会への協力
  - 3 ハラスメント防止のための教育・研修その他諸企画の立案および実施

(室長および副室長)

**第3条** 相談室の責任者として、相談室長（以下「室長」という。）を置く。

- ② 室長は、対策委員会委員長が担当する。
- ③ 副室長は、対策委員会副委員長が担当する。

(ハラスメント専門相談員)

**第4条** 相談室にハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置く。

- ② 専門相談員の任用手続等は、「南山大学実務家特別任用教育職員に関する内規」に基づき行う。

(サポート委員)

**第5条** 室長は、次の各号の場合、対策委員会のサポート委員を第2条第1項第1号から第3号までに規定する業務（以下「相談業務」という。）に従事させることができる。

- 1 専門相談員が相談業務を担当することが困難なとき
- 2 専門相談員が相談業務の遂行につきサポート委員の協力を求めるとき

(専門アドバイザー)

**第6条** 相談室に専門アドバイザー若干名を置く。

- ② 専門アドバイザーは、室長が推薦し、理事長が委嘱する。
- ③ 専門アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ④ 専門アドバイザーは、専門的見地から専門相談員に対する助言等を行い、相談室の業務に協力するものとする。
- ⑤ 助言等への協力に対する謝礼は、「南山大学謝礼金支給基準」に基づき支給する。

(事 務)

**第7条** 相談室の事務を行うため、相談室に事務局を置く。

② 前項の事務局の事務職員は、対策委員会事務局の事務職員がこれを兼務する。

(相談者)

**第8条** 学園の構成員は、ハラスメントに関する自己の問題に関して、相談室に対して相談を申し込むことができる。

② 学園の元構成員は、構成員であった時に生じたハラスメントに関する自己の問題に関して、相談室に対して相談を申し込むことができる。ただし、元構成員が構成員でなくなった日から1年を超えてする相談の申込みは、室長の判断で、これを受け付けないことがある。

③ 学園の構成員または元構成員（以下、本条において「構成員等」という。）のいずれにも該当しない者は、構成員等からハラスメントを受けたときは、相談室に対して相談を申し込むことができる。ただし、ハラスメントが発生した時から1年を超えてする相談の申込みは、室長の判断で、これを受け付けないことがある。

④ 相談室は、相談の申込みをした者に対し、速やかに、相談の日時、場所および担当する専門相談員の氏名を明らかにして、相談を受け付けたことを伝達しなければならない。

(相談の実施)

**第9条** 相談は、相談者1名ごとに専門相談員が対応する。

② 前項の相談には、室長の指名する専門相談員が単独で対応する。ただし、室長の指名する別の専門相談員が同席し、または、第5条第1項第2号に基づき室長の指名するサポート委員が同席することを妨げない。

③ 前項による相談の継続中に、当該相談者の相手方から相談の申込みを受けたときは、室長の指名する別の専門相談員が対応する。

④ 第5条第1項第1号に基づきサポート委員が相談業務に従事する場合は、相談に2名で対応する。ただし、室長の指名する別のサポート委員が同席することを妨げない。

⑤ 相談者がその日本語能力または心身の状況により単独での相談に耐えないことを理由に付添いを要することをあらかじめ相談室に申し出たときは、室長は、申立人の希望する者のうち適当と考えるものの付添いを認めることができる。

⑥ 相談は、学園内における静謐かつプライバシーが保護される場所で対面して行う。対面以外の方法による相談は、対策委員会が認めた場合に限り、静謐かつプライバシーが保護される適宜の環境で行うことができる。

(相談の取下げ、中断および終了)

**第10条** 相談者は、いつでも相談を取り下げ、中断し、または、終了させることができる。

② 室長は、次の各号に掲げる場合、相談の中断または終了を専門相談員に命じることができる。

1 当該相談の解決が図られたにも関わらず、相談者が相談の終了を申し出ないとき

2 当該相談の解決のためにすでに十分な相談の機会が提供され、または、相談期間が長期におよぶとき

3 相談の継続により、相談者または専門相談員の心身に著しい負担を課すおそれがあるとき

4 相談の実施により専門相談員に危険がおよぶおそれがあるとき

5 その他相談を継続し難い重大な事由があるとき

(学園内関係機関との連携)

第 11 条 室長は、相談内容に照らし、相談者に対し直ちに就業上、就学上もしくは健康上の対応が必要と判断したときは、学園内の関係機関と必要な連携をとることができる。連携にあたっては、やむを得ない場合を除き、相談者の同意を得るものとする。

② 室長は、前項の対応をしたときは、速やかにこれを対策委員会に報告しなければならない。  
(緊急時の対応)

第 12 条 室長は、相談者、相手方または相談の内容に関係する者に重大な権利侵害が起こり、または、回復し難い不利益が生じるおそれがあるときは、担当理事または理事長と協議の上、学園内外の関係機関に対して通報し、または、仮の措置を取ることを求めることができる。

② 室長は、前項の対応をしたときは、速やかにこれを対策委員会に報告しなければならない。  
(プライバシーの保護等)

第 13 条 相談室の業務に関わる者は、相談者その他相談の内容に関係する者の名誉、人権およびプライバシーに十分配慮しなければならない。

② 相談室の業務に関わる者は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、対策委員会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025 年 11 月 1 日から施行する。

(専門アドバイザーに関する覚書)

「南山学園ハラスメント相談室規程」第 6 条に定める専門アドバイザーは、学務に詳しい教育職員、事務組織に精通している事務職員、人権問題、法学、医学、心理学等について専門的な知見を有する教育職員、社会保険労務士、弁護士等の資格を持つ学外の専門家等、職務上の経験や専門的知見に基づき、相談室の業務に関する助言をなしうる者に委嘱する。

これらのうち教育職員・事務職員には、次の者を当てる。

- ・「学務に詳しい教育職員」として、ハラスメント問題対策に関して識見を有し、教学組織において横断的な活動に従事した経験を有する者（ハラスメント問題対策委員会委員長経験者を含む。）
- ・「事務組織に精通している事務職員」として、経営本部および大学本部の部長等の職にある者またはその経験者
- ・「人権問題、法学、医学、心理学等について専門的な知見を有する教育職員」として、保健センター長、学校医、法務研究科所属の実務家教員等

(第 9 条第 6 項に関する覚書)

---

聖霊高等学校、聖霊中学校、聖園女学院高等学校、聖園女学院中学校、聖園女学院附属聖園幼稚園および聖園女学院附属聖園マリア幼稚園の構成員等にかかる相談にあっては、当該学校における対面相談の体制が整うまでの当面の間、オンライン方式により相談を行うことができるものとする。この場合にオンライン方式による相談を行ったときには、相談室長は、対策委員会に報告するものとする。